

行されるべきものであります。

我が国としても、ハマス等によるテロ攻撃をもちろん断固として非難しますが、イスラエルに対しても、こういった国際人道法を含む国際法を遵守していただきたいと求めています。

引き続き、人質の即時解放もそうですが、人道状況の改善、そして、実際、現地に餓死をしている方々がいるので物資を届けられる状況をつくってほしいということを、我々としても、つかさつかさでイスラエルに対しては訴え続けておりまして、それもこれからも続けていく所存でございます。

○本村委員 法務大臣には、基本的人権の保障の問題でもございます、ガザの人々の人権救済のためにも司法外交をやっていたいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○小泉国務大臣 まず、我々が今基本的に目標としているものは、人権、基本的人権、あるいは、法の支配に対する国際的な共通認識を広げよう、それを深めようという段階でございます。また、それに見合う司法制度の個別国における整備支援、こういったものも具体化していくということとでございます。それが少しでも世界全体の平和につながることを、人権につながることを願っておりますが、外交政策としての人権の問題については外務省のまた所管でありますので、我々も、しっかりそこを認識しながら、認識を持ちながら対応していきたいというふうに思っております。

○本村委員 是非、人権救済のために法務大臣としても動いていただきたい。今、あらゆる行動を行うことが必要なだと世界中に呼びかけられているわけでございます。

政府は、人道支援ということを言いながら、国連パレスチナ難民救済事業機関、UNRWAへの拠出を停止してしまいました。ガザでは七十万人が深刻な飢餓に直面していると言われており、UNRWAに代わる機関はないと本当は分かっているはずですが、にもかかわらず拠出を停止したということは、私は人道に反しているというふうに思

います。

欧州委員会がUNRWAへの拠出を継続するということを発表をし、カナダも三月八日に拠出を再開すると決め、三月九日にはスウェーデンも拠出を再開すると発表をいたしました。日本も今すぐUNRWAへの拠出を再開するべきだということに思います。

UNRWAへの拠出停止というのは、パレスチナの方々への集団懲罰だということに言われています。集団懲罰などあつてはならないというふうに考えますけれども、これも法務大臣そして外務副大臣に伺いたいと思います。

○小泉国務大臣 この問題の重要性もよく分かります。ただ、UNRWAへの拠出については外務省が所管するところでありまして、法務大臣としてのコメントは差し控えたいと思います。

○辻副大臣 委員御指摘いただいたUNRWAと我が国とのつながりは実は七十一年目になりました。我が国は、国連に加盟する以前から、このUNRWAを通して地域の紛争に対して援助をしてきた。これは、ありていに申し上げれば、UNRWAは地域に根差している、そういうった機関でございます。ここに対して、テロに関わった方々がいるんじゃないかという疑惑があつて、我が国を含めて十六か国が、我が国においては、令和五年度の補正予算で三千五百万ドル分を一時停止させていた、だいています。

一方で、委員が今おっしゃったように、カナダやスウェーデンは資金の提供再開を決めております。

実は、先月の二十八日に私自身が副大臣としてパレスチナを訪問した際に、こちらのUNRWAのラザリーニ事務局長と会談をさせていただきました。その際に、いかにUNRWAが重要な機関で、そこに対する資金の停止がいかに深刻なことかということとは重々議論をさせていただきました。承諾しております。

また、委員もお会いしたというふうに伺っていますが、UNRWAの厚生局長ですか、清田さん

という日本人の方がいらっしゃるんですが、先月、一時帰国した際に私も面会をさせていただいてまして、我が国としては、汚職があつたということに対して、国連を通じて原因究明と中間報告を今待っている状況でございますが、この疑惑が晴れた後にすぐに再開をできるような段取りも併せて取っていますので、重ねてこの点については我々もしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○本村委員 実質的には今パレスチナの方々への集団懲罰になっているわけですから、こういう状況を一刻も早くなくしていただきたいというふうに思います。

そして、法務大臣にお伺いしたいんですけれども、以前、UNHCR、難民高等弁務官と会談されたときのお話は答弁をいただきました。私も議連の方でこの高等弁務官にお会いしたときに、議員側からガザの問題について質問があつたときに、この高等弁務官が、ガザの問題はUNRWAの方と役割分担をしているんだというふうにおっしゃっております。

そういったしますと、当然UNRWAについても、法務大臣としてもコメントできないわけではなく、するべきだという状況になっていると思えます。今の現状だと、パレスチナの問題だけ法務省の事項から抜け落ちている、すっぱりと抜け落ちていくことになるんじゃないですか。

○小泉国務大臣 意図的に除外をするという意思は全くないんですけれども、今、外務省を中心に、政府が一つの方針を決め、対応しております。我々も、それと認識を同じくしつつ、行動を共にしていく必要があるというふうに考えております。我々、独自に歩を進めるといことはできないわけでありまして。

ただ、先生おっしゃるように、深刻な事態が急速に進んでいるということについての認識はしっかりと持って、対応を考えていきたいと思っております。

○本村委員 ロシアによるウクライナの侵略のと

きは、法務省の職員の方が現地へ行つて、避難民の方の支援に尽力をされたということも聞いております。ガザの人々の人道支援のためにも、法務省としても動いていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○小泉国務大臣 先生のお考えとその強いお気持ち、しっかりと受け止めます。

○本村委員 イスラエルによる即時停戦を繰り返し政府として要請すること、そして、UNRWAへの拠出を今すぐ再開することを強く求めたいと思います。

次の質問に移りますので、外務副大臣、そして外務省の方は御退席をお願いします。ありがとうございます。

続きまして、性的な被害を申告することの困難さに関する被害当事者の実態調査についてお伺いをしたいと思います。

昨年、性暴力被害当事者の方々や多くの皆さんの声で、刑法が改正されました。これは、被害当事者の皆さんからも大きな希望だという声が聞かれています。国会での議論によつて、附則には、「性的な被害を申告することの困難さその他の性的な被害の実態について、必要な調査を行う」と明記をされました。法改正後、新しい大臣になつておりますので、小泉大臣とも認識を共有したいというふうに思っております。

資料の一、出させていただきましたけれども、被害当事者と支援者の皆さんの団体、Springの皆さんの要望書です。そこにも書かれてあるんですけれども、大人ももちろんですけれども、とりわけ幼少期に性虐待、性暴力の被害に遭つた方々は、甚大な精神的外傷により記憶を喪失してしまうなどの理由で、訴え出るまでに二十年から四十年かかる場合もあります。しかし、法改正では、公訴時効のところでその被害実態が反映されなかった。調査がないからということで、法務省の方に切り捨てられてしまったのではないかと、いうふう被害当事者は実際に泣いておられました。そのくらい重い問題です。そうしたことが

ら、国会では、党派を超えてこの附則には強い思いがあるというふうに思います。

性的な被害を申告することの困難さに関する被害当事者実態調査の方法についてお約束をいただきたいんですけども、既に前の法務大臣にはお約束していただいているんですが、必ず被害当事者の方の声を聞き、これは一回だけではなく、繰り返し、これでいいか、これはどうだろうかということを相談しながら聞いていただきたい。それを反映した調査を早急にやっていただきたい。そして、予算も早く確保をしていただいて、所信表明の中に入っていないからですから、余計に心配しているわけでございます。スケジュールを早急に明らかにするべきだというふうに思いますけれども、大臣、お答えをいただきたいと思

います。

○小泉国務大臣 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の附則の二十条、大変重たい、また重要な、皆様方の、立法に携わった方々、大勢の方々の思いがこもった条文だというふうに受け止めております。したがって、しっかりと、この条文に則して法務省としても対応を進めなければならないというふうに思います。

まず、第一項ですけれども、施行後五年を経過した場合に、文章にありますのが、速やかに施策の在り方について検討を加えるという具体的な見直しの条項が入っています。また、そのためには、申告の困難さその他性的な被害の実態について必要な調査を行う、これを前提として見直しを速やかに行う、こういう項目が入っていますので、前回の改正のときに十分対応できなかったという思いを持っていらっしゃる方も大勢いると思います、そういった方々の声にももちろん直接耳を傾け、また、諸外国の調査の在り方もよく我々も検討して、そういったものから得るものがあればそれを加味して、実態に即した実証的な検討そして調査をしたいと思っています。

○本村委員 ありがとうございます。

次の質問のお答えまでいただいたのかなという

ふうに思っておりますが、資料の一、めぐっていただいで、ドイツにおける性被害の実態調査をSpringの皆さんが調査を独自にやつてくださったんですけども、この調査をするに当たってもかなりの時間がかかっているそうです。そして、実際に調査をするという段階で、被害を受けた方々からお話を聞くときに、そのお話を聞く方は必ず専門性のある、二次被害なんかは絶対にあってはいけませんし、正しく被害当事者の方の状況がつかめるような方をお願いをしているということですよ。

こういうことを必ずやっていただきたいというふうに思いますし、諸外国の実態調査のやり方も、是非、今からすぐ予算を取ってやっていただきたいと思えますけれども、大臣、お願いしま

す。

○小泉国務大臣 確かに、おっしゃるとおり、調査というのは当事者に触れるわけですから、そこでまた新たな被害のようなものが生じないとも限らない。そこに細心の注意を払う。また、その知見は諸外国にあるだろうと思われましますので、怠りなくそういったところにも目くばせをしながら、できるだけ早く調査に着手したいと思えます。

○本村委員 是非、被害者、被害当事者の方々や、専門家の方も参議院の参考人質疑の中でいろいろ御示唆をいただいておりますので、それも含めて、調査をすぐに着手をしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、外国人技能実習生と外国人労働者の問題についてお伺いをしたいと思います。

能登半島地震でお亡くなりになられたお一人お一人に心から哀悼の意を申し上げます。そして、被害に遭われた全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

そこで、能登半島地震によって被災をした外国人技能実習生、外国人労働者、外国にルーツを持つ方が何人いらっしゃるのか、一人一人の状況は今の段階でどうつかんでいるのか、法務大臣に伺いたいと思います。

○小泉国務大臣 令和六年能登半島地震に被災された四県に居住地を有する在留外国人数ということになります。約七万六千人の方々が居住地を持つておられますので、たまたま遠方へ出かけた方もいらっしゃるかもしれませんが、概数として約七万六千人の方が地震による被災を受けたというふうに推測しております。

その中で、永住者、技能実習、こういった方々の内訳も各県ごとに把握をしております。

ただ、どれほどの負傷を負われたのか、不幸にも亡くなられた方がいるかもしれない、そういった個々の方々の消息については、必ずしもまだ全容が把握できておりません。

○本村委員 是非、アウトリーチを行い、能登半島地震によって被災した一人一人の外国人技能実習生、外国人労働者、外国にルーツを持つ方々の状況を把握し、今後の支援につなげるべきだというふうに思っております。

それで、昨日も技能実習生の方の監理団体の方とお話をさせていただいたんですけども、みなし仮設住宅なども利用できるということが、認識がなかったわけでございます。まだ罹災証明書も取っていないということです。

外国にルーツを持つ方々であっても、やはり災害救助法の対象になるということは、私も熱海の土石流の被害に遭われた方を支援したことがあるんですけども、それはそういう制度になっておりますので、是非、罹災証明の交付を受けることや、仮設住宅、みなし仮設住宅を含む住宅確保など、災害救助法の対象になることを含めて、支援の周知徹底を是非やっていただきたいと思えますけれども、法務大臣、お願いしたいと思います。

○小泉国務大臣 非常に重要な点だと思います。

日本人の被災者においても、情報の入手、大変な苦勞があると思います。混乱の中で御自身の行動範囲も限られる、ましてや外国人の方々ですから、正しい情報に触れることがなかなか難しいというところが容易に想像できますので、我々もそういったところをよく考え抜きながら、細かく情報

が伝わるように全力を尽くしたいと思います。

○本村委員 是非、その全力がどういうものかということ、これからは注視していきたいというふうに思っております。

今まさに困っている外国人労働者の方々、そして困っている受入れ企業の方々、困っている監理団体の方がいらっしゃいます。支援制度の情報が届いていない方々にしっかりと伝わることに全力を挙げていただきたいというふうに思っております。

やはり、チームもつくって、災害時の対応を法務省としてもブラッシュアップしていただきたいということ強く求めたいと思います。

被災した中小企業の皆さんの中には、生活保障、雇用維持のために、技能実習生に対して一〇〇％賃金を保障している会社もございます。実際にお話を聞かせていただきました。

雇用調整助成金は、コロナ禍の際は、日額上限一万五千円で十分の十、中小企業の皆さんには助成がされておりました。しかし、能登半島地震の被災中小企業の皆さんには、日額上限八千四百九十円で、中小企業の場合、五分の四しか助成をされません。

抜本的に日額上限と助成率をコロナ禍並みに引き上げるべきだと、これは再三、厚生労働省に繰り返し各党から求めていると思います。是非御決断をいただきたいと思えます。

○宮崎副大臣 私も、この日曜日、月曜日、能登半島の被災地に行つてまいりまして、発災二月余りでまだまだ非常に厳しい状況で、例えば、あの有名な和倉温泉は、全ての旅館がまだ休業している最中であります。

馳知事も当初から、必ず戻るように、必ずするからとおっしゃっておられることから分かれるとおり、その後の生活をつくるなりわいという意味でいえば、今先生御指摘のように、中小企業を始めとする地元の企業のお仕事がつかりと成立すること、また、そこで雇用が維持されるということ、大変重要な問題でありまして、厚生労働

能登半島地震に関し、法テラス支援特例法の制定等による

法的支援の継続を求める会長声明

第1 声明の趣旨

- 1 国は、令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）について、東日本大震災における対応と同様、被災地に住所、居所、営業所又は事務所（以下「住所等」という。）を有していた者であれば資力を問わず日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）における法律相談援助、震災に起因する法的紛争に係る代理援助等を受けられること、裁判所の手続のほかにADRなどについても代理援助・書類作成援助の対象とすること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されること、などを含む法テラスの業務に関する特例法を制定すべきである。
- 2 仮に現時点で上記1のような特例法の制定が困難であるとしても、国は、現在1年以内とされている総合法律支援法第30条第1項第4号における政令による指定期間を柔軟に延長することが可能な法改正をし、令和7年1月1日以降も法テラスにおける能登半島地震の被災者に対する資力を問わない無料法律相談の実施を可能とすべきである。

第2 声明の理由

- 1 能登半島地震の発災から約9ヶ月が経過した。能登半島地震は、地震の規模M7.6、最大震度7を記録し、奥能登地域を中心に各地で甚大な被害をもたらした。内閣府の非常災害対策本部の発表によれば、令和6年9月24日時点での被害状況は、死者・行方不明者が379名（うち災害関連死が149名）、負傷者が1335名、半壊以上の住家被害が2万9129件となっており、平成23年に発生した東日本大震災以降最大の被害が発生している。また、同じく9月24日時点において、石川県内では、依然として428名の被災者が避難所での避難生活を余儀なくされている状況である。

被災地では、復旧に向けた関係各位の懸命な活動が続いており、徐々に復旧が進

みつがある。被災地へのアクセスの困難さや自治体、関係事業者のリソース不足もあり、水道、道路などライフライン、インフラの復旧や公費解体の遅れ等の問題も生じている。

- 2 能登半島地震は、令和6年1月11日に、令和6年政令第6号により、総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する非常災害に指定されており、法テラスにおける「大規模災害の被害者に対する法律相談援助制度」（以下「被災者法律相談援助制度」という。）の適用対象となっている。この制度は、政令で非常災害と指定された災害について、発災の日から起算して「一年を超えない範囲内において」、被災地域に住所等を有する者に対し、資力を問わずに法テラスにおける無料相談を実施する制度であり、過去には、平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨にも適用された。

能登半島地震の被災地では、法テラスの事務所における相談に加えて、事務所へのアクセスが困難な地域には移動相談車両（法テラス号）を派遣するなどの対応がとられており、被災者法律相談援助制度は、能登半島地震の被災者の法律相談ニーズに応えるうえで重要な役割を果たしている。

- 3(1) 上記2のとおり、被災者法律相談援助制度は、発災後最長1年間という期間が定められており、能登半島地震についても、令和6年12月31日までの期間が定められている。
- (2) その一方で、上記1でも述べたとおり、発災後約9ヶ月が経過した現時点においても、依然として多くの被災者が避難を余儀なくされており、公費解体も十分には進んでいないなど、生活再建の入り口にすら立っていない被災者も多数存在する。

令和5年3月に内閣府が発表した災害ケースマネジメントの手引きでは、災害ケースマネジメントとは「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組」とされている。被災者は生活

再建の目途がたった時点で、改めて生活再建の方法について検討する必要がある、その一つの目安は公費解体完了であるところ、環境省の発表によると、令和6年9月16日現在、公費解体の申請棟数2万9217件に対して解体実施棟数は1万2471件、うち完了棟数は4076件であり、解体完了率はわずか14%にすぎない。災害ケースマネジメントを実効性あるものとするためには、被災者が生活再建のために必要な時期に、専門家にアクセスできる環境を整備することが極めて重要である。

被災者支援制度の基礎となる罹災証明書についても、判定そのものやその基礎となる資料の情報公開等について問題が指摘されており、被災者からの相談も継続すると考えられる。また、被災地では、災害関連死の認定数も増加しており、災害関連死の申請に関する相談や対応も継続する可能性が高い。これらに加えて、各種の支援金の申請、相隣関係など地震に起因する紛争の解決、自然災害債務整理ガイドラインに基づく債務整理を含む債務の処理など、なお多数の相談ニーズや紛争処理のニーズが生じることが容易に予想される。

さらに、令和6年9月21日「低気圧と前線による大雨に伴う災害」が発生し、能登半島地震の被災者が復興途上で再び被災するという事態も生じており、被災者に対する法的支援の必要性はこれまで以上に高まっている。

- (3) このような状況であるにもかかわらず、被災者法律相談援助制度が1年間で終了するとすれば、被災者に対する法的支援としては十分とは言えない。

そもそも、災害の種類や程度、また、災害により各被災者が置かれる状況は千差万別であり、このような災害、被災者に対応する援助について最長1年間という期間制限を設けること自体、具体的な論拠を欠くものである。

- 4 平成23年に発生した東日本大震災の際には、上記の総合法律支援法に基づく非常災害の指定の制度はまだ存在しなかったが、発災から約1年後の平成24年3月23日に、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が制定され、同年4月1日から施行された。この特例法による制度は、被災地に住所等があった者であれば、資力を問わず法テラスにおける

法律相談援助、震災に起因する法的紛争に係る代理援助等を受けられること、裁判所の手続のほかにADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されることなどの特色があり、当初は3年間の時限立法であったが、令和3年3月31日まで期間が延長された。

平成28年4月に熊本地震が発生した際には、同年5月に総合法律支援法の改正が行われ、第30条第1項第4号の規定が設けられた。その後、同年7月1日から平成29年4月13日まで被災者に対して法テラスにおける資力を問わない法律相談が実施された。法律相談件数は徐々に増加し、平成28年11月以降はほぼ毎月1000件を超える件数であった（平成28年度法テラス白書）。平成29年3月には1378件と最高件数を記録しており、被災者の法律相談ニーズが発災から1年が経過しても高い状況であったことが明らかとなっている。

能登半島地震については、東日本大震災以降最大規模の被害が生じていることに加え、上記1のとおり、災害からの復旧や生活再建が様々な事情から停滞していることからすれば、同地震に関しても同様の特例法を制定し、法テラスによる支援を継続すべきである。

- 5 また、仮に現時点で上記のような特例法の制定が困難であるとしても、今後も確実に生じる被災地における法律相談ニーズに十分に応えるため、総合法律支援法の改正により、現在1年以内とされている同法第30条第1項第4号における政令による指定期間をより柔軟に延長することを可能とし、令和7年1月1日以降も法テラスにおいて能登半島地震の被災者に対する資力を問わない無料法律相談の実施を可能とすべきである。

この改正は、能登半島地震のみならず、今後発生する可能性がある大規模な自然災害への対応を考えても、必要な法改正である。

2024年（令和6）年9月30日

金沢弁護士会

会 長 高 木 利 定

規模の裁判官の拡充ということや、調査官も大幅に増員しなければならないと。参考人質疑では二倍、三倍でも足りないんだというお話もございました。是非、こういう点も含めて、裁判所の人員や物的整備、この点を充実させていただきたいというふうに思っております。 次に、協議離婚のケースのことでお伺いをしたいというふうに思います。 離婚後共同親権制度がもし導入される場合、父母どちらか一方が共同親権にしなければ離婚に応じないと強く主張した場合、もう一人の親が、離婚したい、けれども共同親権にしないと合意できないということになり、合意せざるを得ず、そして外形的には父母の協議により共同親権を選択したというような、外形的にはそういうケースになるということが十分想定されるのではないかと、いうふうに思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。	○小泉国務大臣 協議離婚の際、御指摘のようなDVなどを背景とする不適切な形で合意によって親権者の定めがなされる場合には、子にとつてそれは明らかに不利益となるものであります。それを是正する必要があります。 そこで、本改正案では、家庭裁判所の手続による親権者の変更を可能とするとともに、その際に家庭裁判所が父母の協議の経過その他の事情を考慮すべきことを明確化することとしております。 ○本村委員 もう一回繰り返しお伺いすることになると思いますけれども、DV、虐待ケースにも関わらず、外形的に合意型の共同親権となる危険性を、協議離婚の場合そういうケースが多々あるのではないかと、懸念をされております。むしろ、DV、虐待ケースこそ、加害者の離婚してほしいなら共同親権にしろという要求を被害者が断れないまま共同親権に合意するように追い込まれることになるのではないかと、そうしますとDV、虐待から逃れることができなくなるのではないかと、懸念が広がっておりますけれども、その点、大臣、どういう御認識でしょうか。	○小泉国務大臣 表面上の形のうえでの合意があったとしても、その背景にある事情、そのお二人の置かれている状況を裁判所が見て、その合意がどういう形で、本当に真なる合意なのか、そういったことについても視野に入れた審判が行われることになりますので、形式上合意があればそのまま共同親権に行くというものでもないわけですが、その逆もそうですけれどもね。その逆もそうですけれども、総合的に裁判所が判断をする形になると思います。 ○本村委員 そうしますと、離婚後に改めて単独親権への変更の申立てを余儀なくされると当事者の方の大きな負担になるのではないかと、負担が強いられるのではないかと、いうふうに考えますけれども、大臣、その点の御認識、いかがでしょうか。	○小泉国務大臣 これは確かに、何もない状況と比べれば負担が増えるかもしれませんが、しかし、慎重に裁判所で判断をしていただくための手続は踏まなければいけないと思いますし、そういう形を取っていただくことができれば、適切な判断を裁判所が導く、それも可能になると思います。 ○本村委員 共同親権で単独行使した場合も訴えられるリスクがあるわけです。そうしますと、結局、弁護士費用などがハードルになり、経済力のない親の方が不利になる制度ではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。 ○小泉国務大臣 本改正案が施行された場合、父母の一方が経済的な理由で不利益を受けることとなる、これは子の利益の観点からも適切ではないと考えられます。もとより、本改正案について、父母の一方が経済的な理由で不利益を受けることになる制度とは考えておりませんが、施行までの間に改正案の趣旨が正しく理解されるよう、適切かつ十分な周知、広報に努めるとともに、一人親家庭支援や裁判手続の利便性向上といった支援策や体制整備等の環境整備について、関係府省庁等と連携して取り組んでいきたいと思っております。 ○本村委員 経済力のない親の方がやはり不利になるんじゃないか、様々裁判に申し立てないといけないということが多くなり、不利になるんじゃないかという点は、いかがでしょうか。
○小泉国務大臣 そのために、裁判制度の利便性向上ということを常に整えていく必要があると思っております。 ○本村委員 それで、例えば、民事法律扶助の制度でいいますと、結局、立て替えて後で返すという制度でございまして、経済的に困難を抱えるシングルマザーの方々始め、経済的な困窮を抱える方々にはハードルが高いものを実際になっているということを参考人の方もおっしゃっております。	○小泉国務大臣 今回の基準では、給付型のものを増やすですとか、そうしない限り、今ハードルがあるわけです。経済的な理由で泣き寝入りすることがないように、経済的困難を抱える方に弁護士費用は公費でしっかりと持つ制度を創設するべきだというふうに思いますけれども、この点、いかがでしょうか。 ○小泉国務大臣 法テラスの民事法律扶助、これは今立替え制でありますけれども、給付制に、こういう御議論がありますが、本来当事者が負担すべき弁護士費用等を国民負担の下に置くということが必ずしも合理的であるかどうか、そういった観点からの慎重な検討も必要だと思っております。 法務省では、法テラスあるいは日本弁護士連合会との間で、より利用しやすい民事法律扶助の在り方について協議、検討を行っております。 その中で、一人親の方が養育費を請求するために民事法律扶助を利用した場合には、償還等免除の要件を緩和するなどの運用改善、これを四月一日から開始をしたところでございます。 法務省としても、困難を抱えた方々が適切な支援を受けられるように、その必要性、これを十分把握した上で、十分踏まえた上で、引き続き協議を行い、検討も行っていききたいと思っております。 ○本村委員 参考人の斉藤参考人も、弁護士費用を出す資金がなくなったらどうしたらいいのかと	○小泉国務大臣 大変厳しい経験をされ、まだその渦中にいらつしやう、また、経済的な負担感というものの中にもいらつしやう。何とか手を差し伸べてさしあげたいという思いはあります。しかし、制度全体をつかさどる立場でございまして、国民全体の負担、そういったもの、あるいはほかの制度との公平性、そういったものも考えなければいけない、しかし、しっかりと胸に留めて取り組んでいきたいと思っております。 ○本村委員 経済力のない親の方が不利になる制度に実際にはなっているというふうに思います。やはり、このまま進めるのは駄目だということを強く申し上げ、引き続き質疑を続けたいと思っております。 ありがとうございます。 ○武部委員長 今回は、明日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。 午後零時三十分散会	○小泉国務大臣 大変厳しい経験をされ、まだその渦中にいらつしやう、また、経済的な負担感というものの中にもいらつしやう。何とか手を差し伸べてさしあげたいという思いはあります。しかし、制度全体をつかさどる立場でございまして、国民全体の負担、そういったもの、あるいはほかの制度との公平性、そういったものも考えなければいけない、しかし、しっかりと胸に留めて取り組んでいきたいと思っております。 ○本村委員 経済力のない親の方が不利になる制度に実際にはなっているというふうに思います。やはり、このまま進めるのは駄目だということを強く申し上げ、引き続き質疑を続けたいと思っております。 ありがとうございます。 ○武部委員長 今回は、明日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。 午後零時三十分散会